

寝屋川市自転車乗車用ヘルメット購入補助事業費補助金 Q&A

Q 1 対象者は？

A 1 昭和 36 年 3 月 31 日以前(65 歳以上)に生まれた方で、令和 8 年 7 月 1 日時点で本市の住民基本台帳に登録のある方。

Q 2 令和 8 年 7 月 1 日以前にヘルメットを購入したが補助は受けられますか？

A 2 令和 7 年 4 月 1 日以降に購入したヘルメットが対象となり、購入日等が記載されている領収書・レシート等（原本）が必要です。

Q 3 購入はネットショップでも良いのですか？

A 3 ネットショップでも購入可能です。

Q 4 ネットショップで購入したため、領収書・レシートが出ない場合はどうすれば良いのですか？

A 4 領収書に代わる画面(購入、支払い済であることがわかる画面)を印刷して、申請書の裏面に貼り付けて提出して下さい。

Q 5 本人が窓口に行けない場合、代理人でも良いですか？

A 5 代理の方や郵送でも可能です。

Q 6 申請書のダウンロードができない場合、どうすれば良いのですか？

A 6 交通政策課窓口、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口、サービスゲート 1 階総合相談窓口にて、申請書、記入例、チラシを配架しております。

Q 7 申請時に必要なものは何ですか？

A 7 ①領収書またはレシート等の原本の貼り付けが必要です。

②安全基準を確認する書類として「取扱説明書の写し」や「安全基準マークが入った現物の写真」の貼付けが必要です。ただし、「現物の提示」があれば不要です。

③金融機関の口座の写し（表紙をめくった見開きページ）の貼付けが必要です。

Q 8 ヘルメットの購入は中古品ではいけませんか？

A 8 中古品は不可です。新品で安全基準のマークが入ったものが対象です。

Q 9 補助制度を使って、ヘルメットを2個以上購入することは可能ですか？

A 9 できません。申請は1人につき1個(回)限りとなります。

Q10 レシートの原本を手元に残しておきたいのですが、どうしても原本の提出が必要でしょうか？

A10 原本の提出は必要となります。

Q11 レシートには、他の商品が記載されていても大丈夫ですか？

A11 差し支えありません。ただし、レシートに記載のある当該商品に下線等の記入をお願いします。

Q12 ポイントや商品券、各種割引券を利用してヘルメットを購入した場合は対象となりますか？

A12 商品券は対象となりますが、購入時のポイント利用、値引き、各種割引券及び送料等は補助対象外となります。

Q13 補助金額の計算方法は？

A13 補助金申請額は購入価格の1/2となり、上限2,000円で100円未満切り捨てとなります。

①計算例1(5,600円のヘルメットを購入した場合)

5,600円÷2=2,800円 上限2,000円が補助金申請額となります。

②計算例2(3,999円のヘルメットを購入した場合)

3,999円÷2=1999.5円 100円未満切り捨て 1,900円が補助申請額となります。

以 上